

居宅介護サービス 料金表

〈利用者負担の軽減について〉

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で、サービスを利用する御本人の収入が80万円以下の方	0円
低所得2	上記「低所得1」以外の市町村民税非課税	0円
一般1	市町村民税課税世帯で、所得割16万円未満	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯で、所得割16万円以上	37,200円

〈サービス利用料金〉

サービス利用料金は、障がい者自立支援法その他関係法令（以下、「障がい者福祉関連法令」とします。）に定める費用の額に準拠した次の金額となり、利用者は、障がい者福祉関連法令に定める介護給付費又は特例介護給付費等（以下、「介護給付費等」とします。）の額から90分の100を乗じて得た額から介護給付費等の額を控除した額（以下、「自己負担額」とします。）を、支払うこととなります。但し、利用者の負担上限額を超えた部分に関しては、市町村から利用者の代わりにサービス利用料金を受け取るものとします。また、当事業所の地域区分は、障がい者福祉関連法令に定めるもので、次の金額となります。

〈基本料金〉

内容	時間	単位	自己負担額 (円)
・身体介護 ・通院等介助 (身体介護含む)	30分未満	256	256円
	30分以上1時間未満	404	404円
	1時間以上1時間30分未満	587	587円
	1時間30分以上2時間未満	669	669円
	2時間以上2時間30分未満	754	754円
	2時間30分以上3時間未満	837	837円
	3時間以上 (921単位に30分増すごとに+83単位)		
・家事援助 ・通院等介助 (身体介護 含まない)	30分未満	106	106円
	30分以上45分未満	153	153円
	45分以上1時間未満	197	197円
	1時間以上1時間15分未満	239	239円
	1時間15分以上1時間30分未満	275	275円
	1時間30分以上 (311単位に15分増すごとに+35単位)		

〈加算料金〉

内容	単位	自己負担額 (円)
初回加算（初回月のみ1回を限度）	200/月	200円/月
利用者負担上限額管理加算（月1回を限度）	150/月	150円/月
福祉専門職員等連携加算（90日の間、3回を限度）	564/回	564円/回
緊急時対応加算（月2回を限度）	100/回	100円/回
特定事業所加算（Ⅱ）	1月につき所定単位数の10%	
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき所定単位数の 41.7%	
夜間（18時～22時）もしくは早朝（6時～8時）に提供の場合、所定単位数の25%を加算		

※通常の事業の実施地域は薩摩川内市（但し、甕島を除く）とします。通常の事業の実施地域を越えて指定居宅介護を行う場合の交通費として、最初の10kmまでは150円、10km以上は1kmにつき10円を加算する。

〈薩摩川内市地域生活支援事業（移動支援）〉

サービス種別		30分未満	30分以上1時間 未満	1時間以上1.5時間 未満	1.5時間以上の場合 の加算額
外出介護	身体介護 有	2,300円	4,000円	5,800円	30分ごとに820円
	身体介護 無	800円	1,500円	2,250円	30分ごとに750円
夜間（18時～22時）もしくは早朝（6時～8時）に提供の場合、所定単位数の25%を加算					